

令和 8 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 令和8年度 国庫補助事業 手稲区道路橋定期点検業務

令和 8 年 5 月 単価適用

手稲区 土木部 維持管理課 維持係

業務説明書

1. 概要

橋梁定期点検(2巡目以降)：43橋
定期点検、第3者被害予防措置(同時)：8橋
定期点検：35橋
打合せ：一式

2. 場所 位置図(別添1)のとおり。

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和9年2月5日までとする。

4. 図面 別添のとおり。

5. 仕様書 道路橋定期点検に係る関係資料及び特記仕様書によること。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

令和 8 年度 国庫補助事業 手稲区道路橋定期点検業務
特記仕様書

令和 8 年（2026 年）5 月

札幌市 手稲区 土木部 維持管理課

1 役務名

令和8年度 国庫補助事業 手稲区道路橋定期点検業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月5日まで

3 場所

位置図（別添1）のとおり

4 対象橋梁

令和8年度 対象橋梁一覧表（別添2）のとおり

5 目的

本業務は、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて実施する道路橋定期点検を行い、点検結果に基づく健全性を診断し、評価を行うことを目的とする。

6 基準

以下の基準等に基づき役務を進めることとする。

- (1) 道路橋定期点検要領：国土交通省 道路局
- (2) 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）：国土交通省 道路局
- (3) 道路構造物の定期点検の実施にかかる参考資料「道路橋定期点検要領」運用の手引き：国土交通省 道路局、国土技術政策総合研究所
- (4) 基礎データ収集要領：国土交通省 道路局 国道・技術課
- (5) 特定の溝橋の定期点検に関する参考資料：国土交通省 道路局 国道・技術課
- (6) 点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル）：国土交通省 道路局
- (7) 道路橋点検必携：公益社団法人 日本道路協会
- (8) 道路橋示方書・同解説：公益社団法人 日本道路協会
- (9) 橋梁定期点検要領 第3章「橋梁利用者及び第三者被害の予防」：国土交通省 道路局 国道・技術課
- (10) 定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）：国土交通省
- (11) 新技術利用のガイドライン（案）：国土交通省

7 業務内容

項目	内容等
A 共通	
計画準備 ・業務計画書作成	業務実施に当たり、点検及び診断の実施体制を整え、業務実施方針、工程表、打合せ計画等を記した業務計画書を作成、提出する。なお、変更があった場合は変更業務計画書を提出すること。
現地踏査	定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施する。
打合せ	打合せは、「業務着手時」「中間打合せ」「成果品納入時」を標準とする。
関係機関との協議資料の作成	本業務を行うために必要となる関係機関（鉄道事業者や高速道路会社、他官公庁）への申請等の協議資料の作成を行う。関係機関となる相手は、10のとおりとする。
報告書作成	点検及び診断の結果を取りまとめ、11に示す報告書をまとめる。
B 橋梁点検	
状態の把握（点検）	道路橋定期点検要領に基づき、橋梁点検車、高所作業

	車、点検用足場、あるいは梯子等を用いて橋梁点検を近接目視にて行う。
第三者被害予防措置 (打音検査)	打音検査は、所定のハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。またマーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限りその部分のコンクリートを叩き落す。なお、うき・剥離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落すことによって構造安全性が損なわれる恐れがある場合は、担当職員と協議する。
点検調書作成 ・状態の把握 ・第三者被害予防措置	点検結果及び基礎データ収集要領等に基づき点検調書を作成する。 第三者被害予防措置の打音検査結果を基に措置調書を作成する。
C 橋梁診断	
健全性の診断	道路橋定期点検要領に基づき、点検結果及び第三者被害予防措置結果から、橋単位の「健全性の診断区分Ⅰ～Ⅳ」を診断し、その根拠となる技術的な評価を行う。
診断調書作成	健全性の診断結果を踏まえて、道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）様式1から3までを作成する。

8 配置技術者の資格

(1) 主任技術者

主任技術者とは、契約の履行に関し業務の管理及び統轄を行う者をいう。主任技術者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。

なお、技術士又は国土交通省登録技術者資格を有する場合は、橋梁点検員及び橋梁診断員を兼務できる。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート）
- ・技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- ・RCCM（鋼構造及びコンクリート）
- ・国土交通省登録技術者資格

※「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（国土交通省告示第1107号）」に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。なお、対象資格は以下のとおりとする。

業務	施設分野
点検	橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）、橋梁（鋼・コンクリート橋以外の橋）
診断	

(2) 橋梁点検員

橋梁点検員とは、点検を実施・管理し、損傷程度の評価を行う者をいう。橋梁点検員は、8(1)のうち、技術士又は国土交通省登録技術者資格を有するものとする。なお、診断に必要な資格を有する場合は、橋梁診断員を兼務できる。

(3) 橋梁診断員

橋梁診断員とは、点検結果等から損傷原因の推定等を行い、健全性の診断を行う者をいう。橋梁診断員は、8(1)のうち、技術士又は国土交通省登録技術者資格を有するものとする。なお、点検に必要な資格を有する場合は、橋梁点検員を兼務できる。

(4) 業務履行体制及び保有資格の確認

業務計画書の履行体制に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。また、資格要件の確認を行うため、保有資格について業務計画書に記載すること。

9 打合せ

- (1) 受託者は、業務上不明な点、または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議を行うものとし、その時機を失して手戻りとならないように留意する。
- (2) 中間打合せ（対面）の回数は、以下のとおりとする。
ただし、中間打合せ（対面）は、担当職員と協議の上、打合せ（対面）の回数を変更できるものとする。
- (3) 業務の区切りは以下のとおりとする。
 - ア 業務着手時
 - イ 業務中間時（2回）
 - ・1回目：近接目視点検及び第三者被害予防措置の結果報告を行う。
 - ・2回目：健全性の診断結果について報告を行う。
 - ウ 成果物納入時
- (4) 関係機関打合せ協議（対面）は、1回を見込むものとする。
- (5) 打合せは原則として主任技術者が立ち会うものとする。その際、主任技術者は、業務計画書に基づく業務工程等の管理状況等を報告しなければならない。
- (6) 打合せ場所は札幌市手稲区土木センターとする。

10 関係機関との協議資料作成

本業務における関係機関との協議は以下を見込んでいる。関係機関が本業務と関連して業務委託をしている場合は、同じ機関として扱う。なお、協議にあたり必要な資料作成を行うこと。

No	関係機関
1	北海道札幌建設管理部事業課
2	札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課
3	その他道路管理者または河川管理者など

11 成果品

(1) 定期点検の報告書作成

成果品とする報告書は以下のとおりとする。これらを電子記憶媒体に保存したものを、2部ずつ提出すること。

No	内容	規格	詳細
1	定期点検結果の総括表	A4、PDF、Excel	実施した橋梁の健全性の診断結果等が一覧で総括されたもの
2	診断調書（国提出様式） ・道路橋定期点検要領（様式1）から（様式3）まで	A4、PDF、Excel	点検調書を基に健全性の診断を行い記録したもの
3	点検調書 ・データ収集結果の記録（様式1） 【基礎データ収集要領】 ・データ記録時の現地状況写真（その1）【橋梁定期点検要領】 ・要素番号図及び部材番号図（その6）【橋梁定期点検要領】 ・損傷程度の評価結果（様式2） 【基礎データ収集要領】 ・損傷図（その3-1）【橋梁定期点検要領】 ・損傷写真（その3-2） 【橋梁定期点検要領】 ・データの収集記録の方法（その2）【橋梁定期点検要領】	A4、PDF、Excel、CAD（P21、DWG）	近接目視等により橋梁の状態を把握し記録したもの。また、近接目視以外の方法を選定した箇所を記録する。 要素番号図及び部材番号図は過年度点検等のものを利用すること。
4	第三者被害予防措置調書 ・橋梁利用者及び第三者被害予防措置の実施記録様式（その1）から（その3）まで	A4、PDF、Excel	第三者被害を予防するために、打音調査や叩き落しの結果等を記録したもの
5	打合せ簿	A4、PDF、Word等	打合せ簿及びその打合せで利用した資料
6	関係機関との協議資料	A4、PDF、Word等	関係機関との協議内容を整理したもの
7	その他	PDF等	担当職員が業務上必要と判断したもの

(2) 保存フォルダ名

電子納品における調書については、フォルダ名及びファイル名を下記のとおり指定する。数字は全て半角、カッコは全角とする。指定以外のファイルは、わかりやすい名称で保存すること。

【第1階層】

フォルダ名

報告書 令和8年度 国庫補助事業 手稲区道路橋定期点検業務

【第2階層】

02 定期点検結果の中には、橋梁毎にフォルダを作成（橋梁No 橋梁名）し、診断調書、点検調書、第三者被害予防措置調書のファイルを保存すること。

フォルダ名

01 定期点検結果総括表

05 その他

02 定期点検結果

03 打合せ簿

04 関係機関との協議資料

【第3階層】

- ・診断調書（国提出様式）のファイル名を指定する。

ファイル名
調書名_橋梁No_橋梁名.xlsx
調書名_橋梁No_橋梁名.pdf

- ・点検調書と第三者被害予防措置調書のファイル名を指定する。

ファイル名
調書名_橋梁No_橋梁名.xlsx
調書名_橋梁No_橋梁名.pdf
部材番号図_橋梁No_橋梁名.p21
部材番号図_橋梁No_橋梁名.dwg

(3) 全国点検道路施設点検データベース（xROAD）の登録

作成した診断調書（国提出様式）は、完了検査までに xROAD に登録し、不備が無い確認の上、担当職員から承認を得ること。

受託者は、xROAD へのアップロードにあたり利用規約に基づく登録を行い、必要なデータを登録することとする。

<https://road-structures-db.mlit.go.jp/>

12 安全管理

(1) 保安施設

交通規制等を伴う場合は、交通管理者との協議のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また交通誘導警備員の配備及び保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行い安全管理に努めること。

(2) 交通誘導警備員

市街地（人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に関わる現地踏査を行う場合には、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格警備員	検定合格証明書（写し）

ア 交通誘導警備員の配置に当たっては、1 級又は 2 級検定合格警備員を 1 人以上とすること。

イ 交通誘導警備員としての資格等を確認出来る資料を提出すること。

ウ 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/koutu_keibi.html

13 点検支援技術等の活用

受託者は、本業務に活用可能な点検支援技術を選定し、委託者へ協議すること。点検支援技術等を活用することで、従来方法と比較して記録作業の省力化及び高度化を図ることやコスト・工程の縮減並びに安全性の向上を図ることを目的とする。

(1) 点検支援技術の活用

点検支援技術とは、「点検支援技術性能カタログ（国土交通省）」に掲載されている技術を原則とする。ただし、点検支援技術性能カタログに掲載されている技術と同等かそれ以上に効果的・効率的であることが受託者及び委託者の間で確認できる技術であれば活用しても良い。なお、全ての部位への活用を原則とするものではなく、点検支援技術によらない方法と併用することなども含め、委託者と協議のうえ効率的な活用を行うこと。

(参考 1) 点検支援技術 性能カタログ（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/>

(参考 2) NETIS 新技術情報提供システム

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/>

- (2) 点検支援技術の活用に関する計画及び報告
協議を行うにあたり、点検支援技術使用計画を作成し、委託者の合意を得ること。また、点検支援技術使用計画に対する実施事項について委託者に結果を報告するものとする。なお、点検支援技術使用計画の作成及び結果報告は、「新技術利用のガイドライン（案）平成31年2月 国土交通省」を参考とする。
（参考）新技術利用のガイドライン（案）

https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo5_1.pdf

- (3) 点検支援技術の活用に関する費用
設計変更の対象とする。

14 積算単価について

本業務に係る積算にあたり、使用された追加単価（札幌市で公表されている一般実勢価格（見積策定単価））については、次のとおり閲覧できる。

公表場所	・札幌市役所本庁舎8階 土木部 工事課 ・区土木部維持管理課（区土木センター）
公表方法	閲覧用ファイル（土木部所管土木工事追加単価及び歩掛綴）※

※ 使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品等を指定したものではない。

15 貸与資料

対象橋梁の前の点検・診断調書等の成果品を貸与する。貸与資料は履行期間中に返却すること。

なお、その他業務に必要なものがあれば、担当職員と協議の上貸与する。

16 個人情報取扱

個人情報の取扱いについては、別添特記事項によるものとする。なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

17 環境への配慮

- (1) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

18 留意事項

- (1) 現地踏査の結果を踏まえて、数量を精査し相違がある場合は、事前に担当職員と協議すること。
- (2) 身分証明書について、受託者は、土地の所有者、そのほか関係人からの請求があったときは、身分証明書を掲示するものとする。なお、交付された身分証明書を逸失しないように厳重に管理すること。
- (3) 受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- (4) 過去の点検で確認されている損傷がある場合には、その進行の程度を確認し、調書に記載すること。また写真撮影の際は前回点検と同様のアングル（定点写真）にて撮影を励行すること。
- (5) 橋梁点検中に、緊急の対策を必要とする損傷が発見された場合は、速やかに担当職員に報告し、指示を得ること。
- (6) 積算上の足元条件については、最も支配的な条件を選定しており、各部材の

- 点検手法を強制するものではない。そのため、実際の点検手法については、原則近接目視点検が可能となるよう、担当職員と協議し選定すること。
- (7) 本業務における点検結果及び成果品については、本市の同意なくして使用してはならない。
 - (8) その他本業務に疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。

令和8年度 定期点検結果の総括表

役務名:国庫補助事業手稲区道路橋定期点検業務

[illegible]

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度 経度		施設ID
(フリガナ)						
管理者名	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)	

道路橋毎の健全性の診断

告示に基づく健全性の診断の区分

橋梁諸元

架設年度	橋長	幅員	橋梁形式
			上部構造 下部構造 基礎構造

※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果

	定期点検実施年月日		定期点検者	
	想定する状況			
	活荷重	地震	豪雨・出水	その他
橋(全体として)				()
上部構造	写真番号	写真番号	写真番号	() 写真番号 10
下部構造	写真番号	写真番号	写真番号 9	() 写真番号
上下部接続部	写真番号	写真番号	写真番号	() 写真番号
その他(フェールセーフ)	写真番号	写真番号	写真番号	() 写真番号
その他(伸縮装置)	写真番号	写真番号	写真番号	() 写真番号

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

起点側 概ねこのセル枠内の上に全景写真の「画像ファイル」を挿入する。 (コピー＆ペーストは使わず、「挿入」→「画像」で貼付け (セルの上に配置)して下さい) なお、画像ファイルは、JPEG形式のものを使用して下さい。 また、画像のオブジェクト名を「全景写真」として下さい。 終点側

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

○上部構造、下部構造、上下部接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

施設ID		0		定期点検実施年月日		0		定期点検者		0		0															
構成要素								構成要素																			
想定する状況				構成要素の状態				想定する状況				構成要素の状態															
概ねこのセル枠内に全景写真の「画像ファイル」を挿入する。 (コピー＆ペーストは使わず、「挿入」→「画像」で貼付け (セルの上に配置)して下さい) なお、画像ファイルは、JPEG形式のものを使用して下さい。 画像のオブジェクト名を「写真01(数字は半角)」として下さい。														概ねこのセル枠内に全景写真の「画像ファイル」を挿入する。 (コピー＆ペーストは使わず、「挿入」→「画像」で貼付け (セルの上に配置)して下さい) なお、画像ファイルは、JPEG形式のものを使用して下さい。 画像のオブジェクト名を「写真02(数字は半角)」として下さい。													
写真番号		1		径間				部材番号				写真番号		2		径間				部材番号							
備考		(適宜、特記事項など)																									
構成要素								構成要素																			
想定する状況				構成要素の状態				想定する状況				構成要素の状態															
概ねこのセル枠内に全景写真の「画像ファイル」を挿入する。 (コピー＆ペーストは使わず、「挿入」→「画像」で貼付け (セルの上に配置)して下さい) なお、画像ファイルは、JPEG形式のものを使用して下さい。 画像のオブジェクト名を「写真03(数字は半角)」として下さい。														概ねこのセル枠内に全景写真の「画像ファイル」を挿入する。 (コピー＆ペーストは使わず、「挿入」→「画像」で貼付け (セルの上に配置)して下さい) なお、画像ファイルは、JPEG形式のものを使用して下さい。 画像のオブジェクト名を「写真04(数字は半角)」として下さい。													
写真番号		3		径間				部材番号				写真番号		4		径間				部材番号							
備考		(適宜、特記事項など)																									

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

	施設ID	0	定期点検実施年月日				0	定期点検者	0	0
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)						健全性の診断の区分の前提	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)		
	疲労	塩害	アルカリ 骨材反 応	防食機 能の低 下	洗掘	その他				
上部構造					—					
下部構造	—			—						
上下部接続部		—	—		—					
その他(フェールセーフ)	—				—					
その他(伸縮装置)		—	—	—	—					

所見	(適宜、所見を記入)
----	------------

4. データ収集結果の記録

(1) 様式1：橋梁諸元と総合点検結果

橋梁諸元と総合点検結果								
橋梁名				路線名			施設ID	
所在地	自			距離標	自			管理者
	至				至			

架設年度			活荷重・等級			適用示方書			
橋長	m		総径間数	径間					
上部構造形式			下部構造形式			基礎形式			
交通条件	調査年				大型車混入率				
	交通量	(昼間12時間)			荷重制限				
幅員	全幅員	m	地覆幅	歩道幅	車道幅・車線	車道幅・車線	歩道幅	地覆幅	中央帯
	有効幅員	m	m	m	m	m	m	m	m
海岸からの距離				緊急輸送路の指定				代替路の有無	
路下条件									

全体図	
-----	--

径間別一般図	
--------	--

データ記録様式(その1)
データ記録時の現地状況写真

起点側	緯度		終点側	緯度		施設ID	
	経度			経度			

フリガナ 橋 梁 名		路 線 名		管理者		橋梁コード	
---------------	--	-------	--	-----	--	-------	--

				現地確認年月日				橋梁検査員				
現 地 状 況 写 真	写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
	メモ (必要に応じて)				メモ (必要に応じて)				メモ (必要に応じて)			
	写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
	メモ (必要に応じて)				メモ (必要に応じて)				メモ (必要に応じて)			

点検記録様式(その6) 要素番号図及び部材番号図		径間番号		起点側	緯度		終点側	緯度		施設ID	
					経度			経度			
フリガナ 橋梁名		路線名		管理者				橋梁コード			
		現地確認年月日				橋梁検査員					
要素番号図及び部材番号図											

(2) 様式2：損傷程度の評価結果

様式2

[illegible]

データ記録様式(その3-1)		径間番号		起点側		緯度		経度		終点側		緯度		経度		施設ID	
損傷図																	
フリガナ		橋梁名		路線名		管理者		橋梁コード									
				現地確認年月日								橋梁検査員					
損傷図																	

データ記録様式(その3-2) 損傷写真		径 間 番 号				起点側		緯度				終点側		緯度				施設ID			
フリガナ 橋 梁 名				路 線 名				管理者				橋梁コード									
備考																					

												現地確認年月日						橋梁検査員						
損 傷 写 真	写真番号				撮影年月日				写真番号				撮影年月日				写真番号				撮影年月日			
	部材名				要素番号				部材名				要素番号				部材名				要素番号			
	損傷の種類				損傷程度				損傷の種類				損傷程度				損傷の種類				損傷程度			
					前回損傷程度						前回損傷程度						前回損傷程度							
					メモ																			
	写真番号				撮影年月日				写真番号				撮影年月日				写真番号				撮影年月日			
	部材名				要素番号				部材名				要素番号				部材名				要素番号			
	損傷の種類				損傷程度				損傷の種類				損傷程度				損傷の種類				損傷程度			
				前回損傷程度						前回損傷程度						前回損傷程度								
				メモ																				

データ記録様式(その2) データの収集・記録の方法			径 間 番 号		起点側		緯度		経度		終点側		緯度		経度		施設ID		
フリガナ 橋 梁 名					路 線 名					管理者					橋梁コード				
近接目視以外の方法の選定した箇所					現地確認年月日						橋梁検査員								
部材名		部材番号		要素番号		点検方法				機器等の性能や条件、特記事項等									

○近接目視以外の方法を選定した箇所を記載する。

橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式(その1)
予防措置時の現地状況写真

起点側	緯度		終点側	緯度		施設ID	
	経度			経度			

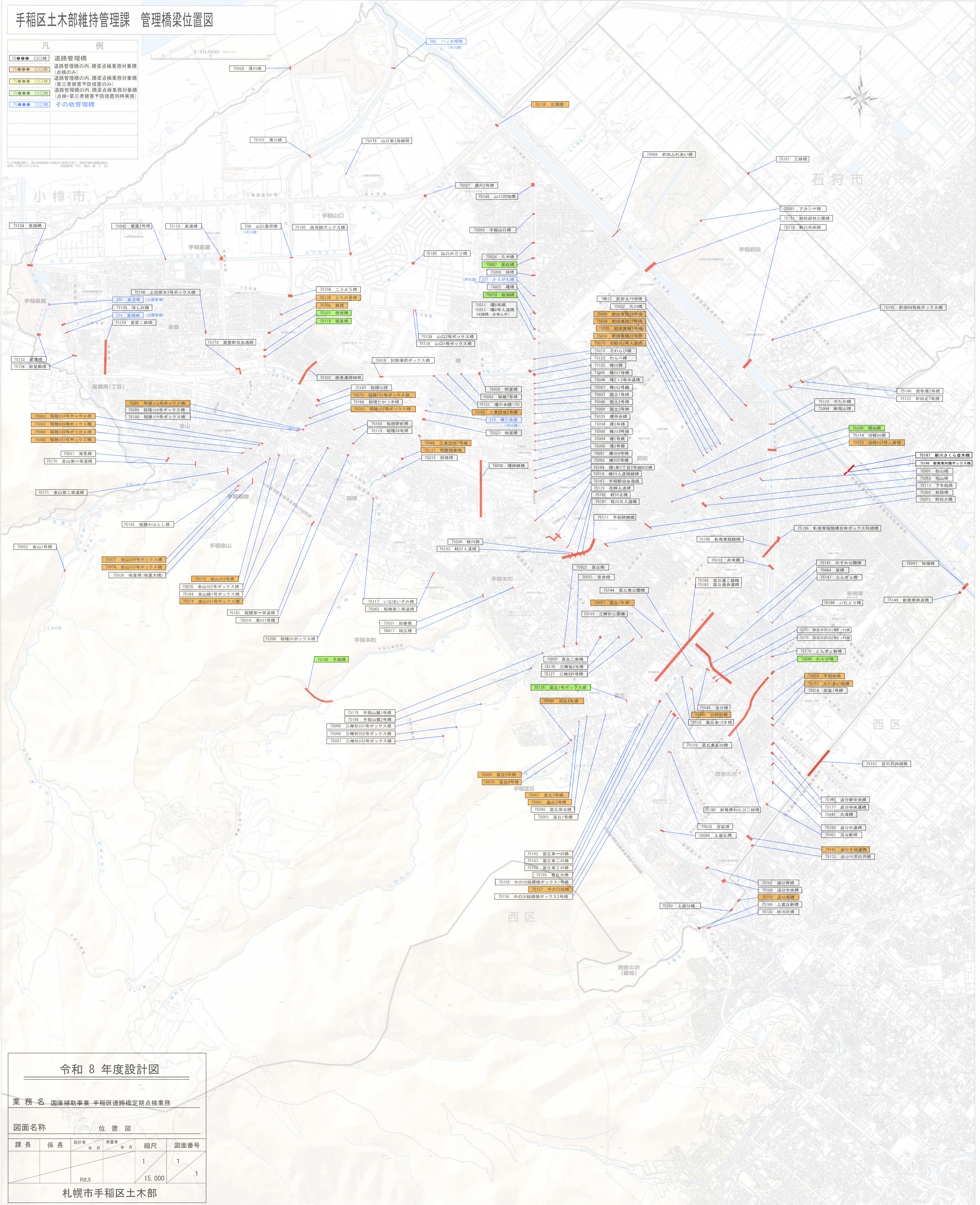
フリガナ 橋 梁 名		路 線 名		管理者		橋梁コード	
---------------	--	-------	--	-----	--	-------	--

				実施年月日				実施者				
現 地 状 況 写 真	写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
	メモ (必要に応じて)				メモ (必要に応じて)				メモ (必要に応じて)			
	写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
	メモ (必要に応じて)				メモ (必要に応じて)				メモ (必要に応じて)			

橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式(その3) 予防措置の実施状況写真										径 間 番 号				起点側緯度				終点側緯度				施設ID														
フリガナ 橋 梁 名										路 線 名						管理者						橋梁コード														
備考																																				
										実施年月日								実施者																		
状 況 写 真	写真番号						撮影年月日						写真番号						撮影年月日						写真番号						撮影年月日					
	部材名						要素番号						部材名						要素番号						部材名						要素番号					
							メモ								メモ								メモ													
	写真番号						撮影年月日						写真番号						撮影年月日						写真番号						撮影年月日					
	部材名						要素番号						部材名						要素番号						部材名						要素番号					
							メモ								メモ								メモ													

手 稲 区 現 況 図

別添 1



橋梁 番号	枝	No	施設諸元											直近の点検結果	
			施設ID	グループ	管理区	施設名	フリガナ	路線名	架設 年度	橋長 (m)	幅員 (m)	所在地	備考	点検	
														年度	診断 区分
75079	0	1	43.12978, 141.21891	⑤	手稲区	稲穂川1号ボックス橋	(イナハ`ウイゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道稲穂61号線		2.0	8.1	手稲区稲穂1条6丁目280番先		R3	Ⅱ
75080	0	2	43.12822, 141.21793	⑤	手稲区	稲穂川2号ボックス橋	(イナハ`ワニコ`ウホ`ツクスキョウ)	市道稲穂28号線		2.0	12.0	手稲区稲穂2条6丁目296番先		R3	Ⅱ
75081	0	3	43.12793, 141.21759	⑤	手稲区	稲穂川3号ボックス橋	(イナハ`ワサゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道稲穂117号線	1978	2.0	7.2	手稲区稲穂2条6丁目277番先		R3	Ⅱ
75082	0	4	43.12685, 141.21336	⑤	手稲区	稲穂川4号ボックス橋	(イナハ`ワヨゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道高台線		2.0	9.7	手稲区稲穂4条7丁目233番先		R3	Ⅱ
75077	0	5	43.12364, 141.21101	⑤	手稲区	金山川4号ボックス橋	(カヤマカ`ワヨゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道金山39号線		2.5	7.4	手稲区稲穂5条7丁目206番先		R3	Ⅱ
75085	0	6	43.12621, 141.21138	⑤	手稲区	稲穂川7号ボックス橋	(イナハ`ワナゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道稲穂3・4条7丁目線		3.4	8.0	手稲区稲穂4条7丁目239番先		R3	Ⅲ
75083	0	7	43.12684, 141.21309	⑤	手稲区	稲穂川5号ボックス橋	(イナハ`ワゴ`ゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道稲穂63号線		3.6	8.0	手稲区稲穂4条7丁目234番先		R3	Ⅱ
75084	0	8	43.12651, 141.21222	⑤	手稲区	稲穂川6号ボックス橋	(イナハ`ワロクゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道稲穂62号線		3.7	8.0	手稲区稲穂4条7丁目233番先		R3	Ⅱ
75074	0	9	43.12656, 141.22025	⑤	手稲区	金山川1号ボックス橋	(カヤマカ`ウイゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道稲穂線		4.0	9.8	手稲区稲穂2条5丁目174番先		R3	Ⅱ
75076	0	10	43.12573, 141.21421	④	手稲区	金山川3号橋	(カヤマカ`ワサゴ`ウハ`シ)	市道稲穂126号線	1982	4.0	8.0	手稲区稲穂4条6丁目210番先		R3	Ⅰ
75078	0	11	43.12329, 141.21086	⑤	手稲区	金山川5号ボックス橋	(カヤマカ`ワゴ`ゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道金山線		4.7	8.4	手稲区稲穂5条7丁目205番先		R3	Ⅱ
75067	0	12	43.10506, 141.24613	④	手稲区	富丘3号橋	(トミオカサゴ`ウハ`シ)	市道富丘高台3号線	1984	5.5	7.2	手稲区富丘4条4丁目		R3	Ⅱ
75068	0	13	43.10474, 141.24576	④	手稲区	富丘4号橋	(トミオカゴ`ウハ`シ)	市道富丘高台24号線	1984	5.5	11.2	手稲区富丘4条4丁目		R3	Ⅱ
75070	0	14	43.10378, 141.24531	④	手稲区	富丘6号橋	(トミオカクゴ`ウハ`シ)	市道富丘高台27号線	1984	5.5	6.0	手稲区富丘5条4丁目		R3	Ⅱ
75069	0	15	43.10453, 141.24552	④	手稲区	富丘5号橋	(トミオカゴ`ゴ`ウハ`シ)	市道富丘高台26号線	1984	5.6	6.0	手稲区富丘5条4丁目		R3	Ⅱ
75061	0	16	43.10616, 141.24657	④	手稲区	富丘2号橋	(トミオカゴ`ウハ`シ)	市道富丘高台4号線	1983	5.9	7.0	手稲区富丘4条4丁目		R3	Ⅱ
75135	0	17	43.10774, 141.25134	⑤	手稲区	富丘1号ボックス橋	(トミオカイゴ`ウホ`ツクスキョウ)	市道富丘通線	1994	8.0	19.5	手稲区富丘2条4丁目3番8地先		R3	Ⅱ
75058	0	18	43.12666, 141.25936	④	手稲区	前田東横23号橋	(マエタ`ヒカ`ショヨコジ`ユサゴ`ウハ`シ)	市道前田東横23号線	1975	8.8	1.2	手稲区前田7条10丁目116番先		R3	Ⅰ
75035	0	19	43.12689, 141.25983	④	手稲区	前田東横1号橋	(マエタ`ヒカ`ショヨカイゴ`ウキョウ)	市道前田東横1号線	1974	9.4	8.6	手稲区前田8条10丁目		R3	Ⅱ
75059	0	20	43.12713, 141.26027	④	手稲区	前田東横22号橋	(マエタ`ヒカ`ショヨコジ`ユウゴ`ウハ`シ)	市道前田東横22号線	1973	9.4	4.0	手稲区前田8条10丁目		R3	Ⅱ
75072	0	21	43.12293, 141.25593	④	手稲区	旧軽川1号人道橋	(キウカ`ルカウイゴ`ウギ`ント`ウキョウ)	市道前田歩道3号線	1984	10.0	1.5	手稲区前田5条9丁目		R3	Ⅰ
75073	0	22	43.12642, 141.25895	④	手稲区	旧軽川2号人道橋	(キウカ`ルカワニコ`ウギ`ント`ウキョウ)	市道前田歩道4号線	1984	10.0	1.5	手稲区前田7条10丁目		R3	Ⅰ
75060	0	23	43.12736, 141.26072	④	手稲区	前田東横24号橋	(マエタ`ヒカ`ショヨコジ`ユウヨゴ`ウハ`シ)	市道前田東横24号線	1973	10.4	4.0	手稲区前田8条10丁目		R3	Ⅱ
75136	0	24	43.15118, 141.23723	④	手稲区	北曙橋	(キタアホ`ハ`シ)	市道曙12条1丁目1号線	1994	12.6	14.8	手稲区曙12条1丁目		R3	Ⅰ
75137	0	25	43.12584, 141.22786	④	手稲区	稲穂耕楽橋	(イナホウラウハ`シ)	市道稲穂鉄道沿線	1996	14.6	15.0	手稲区稲穂1条3丁目		R3	Ⅰ
75142	0	26	43.09746, 141.26441	②	手稲区	追分手稲通橋	(オウワケイネト`ウハ`シ)	市道西宮の沢区画整理24号線	1995	15.8	21.0	手稲区西宮の沢4条1丁目		R3	Ⅱ
75107	0	27	43.13398, 141.21364	③	手稲区	銀杏橋	(イチョウハ`シ)	市道稲穂鉄北線	1987	15.9	14.0	手稲区星置1条1丁目487番先		R2	Ⅱ
75118	0	28	43.13347, 141.21364	③	手稲区	稲星橋	(トシハ`シ)	市道星置75号線	1985	16.1	14.0	手稲区星置1条2丁目		R3	Ⅱ
75116	0	29	43.13662, 141.21522	③	手稲区	とちのき橋	(トチノキハ`シ)	市道星置2条1丁目1号線	1988	16.7	12.0	手稲区星置2条2丁目476番4		R2	Ⅱ
75109	0	30	43.09285, 141.26329	③	手稲区	追分東橋	(オウワケガ`シハ`シ)	市道追分東線	1987	17.7	6.0	手稲区西宮の沢5条1丁目		R2	Ⅱ
75010	0	31	43.13579, 141.24155	③	手稲区	岩瀬橋	(イワセハ`シ)	市道曙39号線	1988	19.7	12.0	手稲区前田6条16丁目		R3	Ⅱ
75050	0	32	43.10786, 141.26659	③	手稲区	手稲栄橋	(テイサカエハ`シ)	市道前田東4線	1994	20.5	11.0	手稲区新発寒1条3丁目1132		R3	Ⅱ
75045	0	33	43.12754, 141.22973	③	手稲区	工業団地1号橋	(コウギ`ヨウダ`フチイゴ`ウキョウ)	市道稲穂鉄北線	1997	21.2	10.0	手稲区曙2条3丁目439番18		R3	Ⅱ
75106	0	34	43.13527, 141.21406	③	手稲区	楓橋	(カエデハ`シ)	市道土功排水沿2号線	1987	22.2	16.0	手稲区星置1条1丁目		R2	Ⅱ
75043	0	35	43.13214, 141.23118	③	手稲区	工業団地2号橋	(コウギ`ヨウダ`フチゴ`ウキョウ)	市道土功排水沿線	1994	22.6	9.5	手稲区曙5条3丁目417番1		R3	Ⅱ
75153	0	36	43.10652, 141.26662	②	手稲区	ふれあい桜橋	(フルアイウハ`シ)	市道鉄工団地通線	1996	23.6	15.0	手稲区新発寒1条3丁目		R3	Ⅱ
75007	0	37	43.14116, 141.24139	③	手稲区	若松橋	(ワカマハ`シ)	市道山口宅造1号線	1989	26.0	12.0	手稲区前田8条19丁目		R2	Ⅱ
75049	0	38	43.11001, 141.26639	②	手稲区	わらび橋	(ワラビハ`シ)	市道大井線	2006	28.0	22.7	手稲区前田2条1丁目		R3	Ⅰ
75145	0	39	43.10861, 141.25833	③	手稲区	日時計橋	(ヒトケイハ`シ)	市道西宮の沢・富丘歩道線	1996	33.9	4.0	手稲区富丘1条3丁目		R3	Ⅱ
75157	0	40	43.10671, 141.25645	②	手稲区	中の川桜橋	(ナカノ`ワサクラハ`シ)	市道西宮の沢・富丘線	1998	41.3	21.0	手稲区富丘1条3丁目		R3	Ⅰ
75009	0	41	43.12687, 141.26637	③	手稲区	開拓橋	(カイタクハ`シ)	市道稲橋前田連絡線	1974	48.2	15.0	手稲区前田8条8丁目		R3	Ⅱ
75057	0	42	43.11316, 141.25497	②	手稲区	富丘1条橋	(トミオカイゴ`ヨウハ`シ)	市道鉄道添線	1983	87.9	11.0	手稲区富丘1条6丁目		R3	Ⅱ
75188	0	43	43.10760, 141.22083	②	手稲区	手稲橋	(テイネハ`シ)	市道手稲山麓線	2007	134.0	9.3	手稲区手稲本町593番地先		R2	Ⅱ